

いじめの問題に関する校内研修の実態

◆いじめ問題に関する校内研修の実施

%	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
計	68.8	70.3	71.3
小	74.8	76.7	76.2
中	68.6	70.1	70.6
高	50.2	51.1	57.3
特支	46.3	49.0	58.3

※「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」より。

※平成 24 年度から、同質問回答の選択肢に入る。

※平成 27 年度は、「いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図ったり、校内研修を実施したりした」が代替りの選択肢に入り、**校内研修の実施率は不明**。

◆ いじめ問題の緊急調査にみる校内研修

平成 22 年 「いじめの問題への取組状況に関する緊急調査」(平成 22 年 11 月まで)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/_icsFiles/afieldfile/2011/03/07/1301743_01_2.pdf

%	いじめに特化	いじめに触れる	12 月以降予定	予定なし
計				
小	16.4	72.4	25.2	5.1
中	14.3	73.0	22.2	7.8
高	9.1	40.9	29.7	27.3
特支	5.8	35.2	26.6	38.2

平成 24 年 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」結果について(平成 24 年 8 月～9 月) 複数回答可

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/11/1328532.htm

%	いじめに特化	いじめに触れる		実施していない
計	10.6	81.8		12.1
小	11.8	85.3		8.0
中	9.5	85.4		9.7
高	8.4	63.6		30.0
特支	5.0	51.5		43.9

【 いじめ防止対策推進法 第 18 条 】

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

1 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。